

指標 31 (業績指標 154)

管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数

評価

B-2	目標値：約半減（平成20～24年度平均） 実績値：1.2件/100万発着回数（平成17～21年度平均） 初期値：1.1件/100万発着回数（平成15～19年度平均）
-----	--

(指標の定義)

管制空港における100万発着回数当りの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント（注）発生件数。

（注）滑走路誤進入に係る重大インシデント

- ・航空法施行規則第166条の4第1号及び第2号に掲げる事態
 - 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止
 - 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み

(目標設定の考え方・根拠)

地上走行航空機の監視能力の向上や視覚的支援等、管制官やパイロットに対する各種支援システム等を段階的に充実強化することにより、滑走路誤進入に係る重大インシデントの発生件数を約半減させることを目標とした。

(外部要因)

航空交通量の変動

(他の関係主体)

航空従事者、航空管制官

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

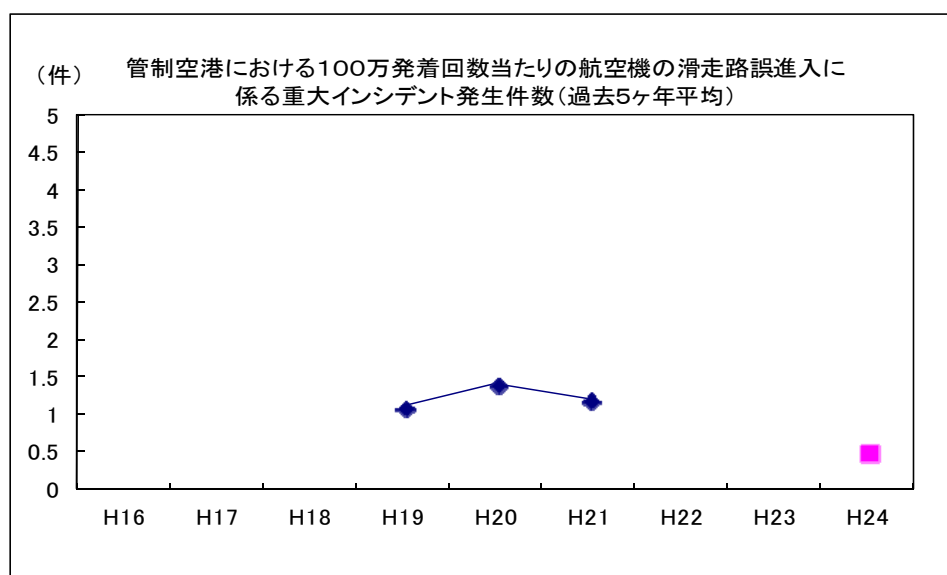
社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
— (1.61件)	— (0.51件)	1.1件※ (2.04件)	1.4件※ (1.56件)	1.2件※ (0.52件)	

※過去5ヶ年平均 () 内は単年度実績値



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・航空交通量の増大に対応し、高い安全性を確保するため、管制官やパイロットのヒューマンエラー防止等のため、以下の施策を推進する。
 - 各種支援システムの充実強化（◎）
 - コミュニケーション齟齬の防止
- (注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

前年度と比較して、単年度においては減少しているものの、過去5ヶ年平均においては横這いとなっている。

(事務事業の実施状況)

- ・ヒューマンエラーを予防するため、滑走路占有状態等を管制官やパイロットへ視覚的に表示・伝達するシステムの整備を推進している。
- ・管制官とパイロット間におけるコミュニケーション齟齬を防止するため、航空管制官のヒューマンエラー発生メカニズム及びエラー軽減のための研修プログラムの構築に着手した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前年度と比較して、過去5ヶ年平均においては横這いとなっているものの、単年度においては減少していることから、今後も引き続き各種支援システムの整備を進めることとし、B-2と評価した。
- ・また、滑走路誤進入関連情報の収集・共有及びこれに基づく背景・要因分析を行うとともに更なる対策への必要性について検討を行い、より一層安全な航空交通を目指す。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 航空局管制保安部保安企画課 (官房参事官(航空担当) 後藤 容順)

関係課： 航空局技術部運航課 (課長 島村 淳)

指標 3 2 (業績指標 8)

主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積

評 価	
A-2	目標値：約 70,000ha (平成 24 年度) 実績値： 64,105ha (平成 21 年度) 初期値： 50,997ha (平成 19 年度)

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー新法」という。)第 25 条第 1 項に基づき作成された基本構想において設定された重点整備地区の総面積

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー化の進捗率については施設単体ごと(鉄道駅、道路、建築物等)の目標はあるものの、それらの一体的・総合的な整備によって地域における面的なバリアフリー化がどの程度進捗しているかを示す指標が存在していなかったところである。

本指標は、バリアフリー新法第 25 条に基づき市町村が作成する基本構想において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うものとして設定された重点整備地区の総面積に一定の目標値を設定することにより、地域における面的なバリアフリー化の進捗を促すものである。

具体的には、70,000ha を目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い 63,000ha を、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成 19 年 9 月)における作成予定の 150 市町村が平成 24 年度までにすべて作成するものとして 7,500ha を見込み、これらを合算したものである。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

市町村(基本構想において重点整備地区を設定)

施設設置管理者(公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等)

(重要政策)**【施政方針】**

- 第 162 回国会施政方針演説(平成 17 年 1 月 21 日)

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)
- 経済財政改革の基本方針 2007(平成 19 年 6 月 19 日)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第 4 章 5.)
- 経済財政改革の基本方針 2008(平成 20 年 6 月 27 日)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第 5 章 3.)
- 経済財政改革の基本方針 2009(平成 21 年 6 月 23 日)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第 2 章 1.)

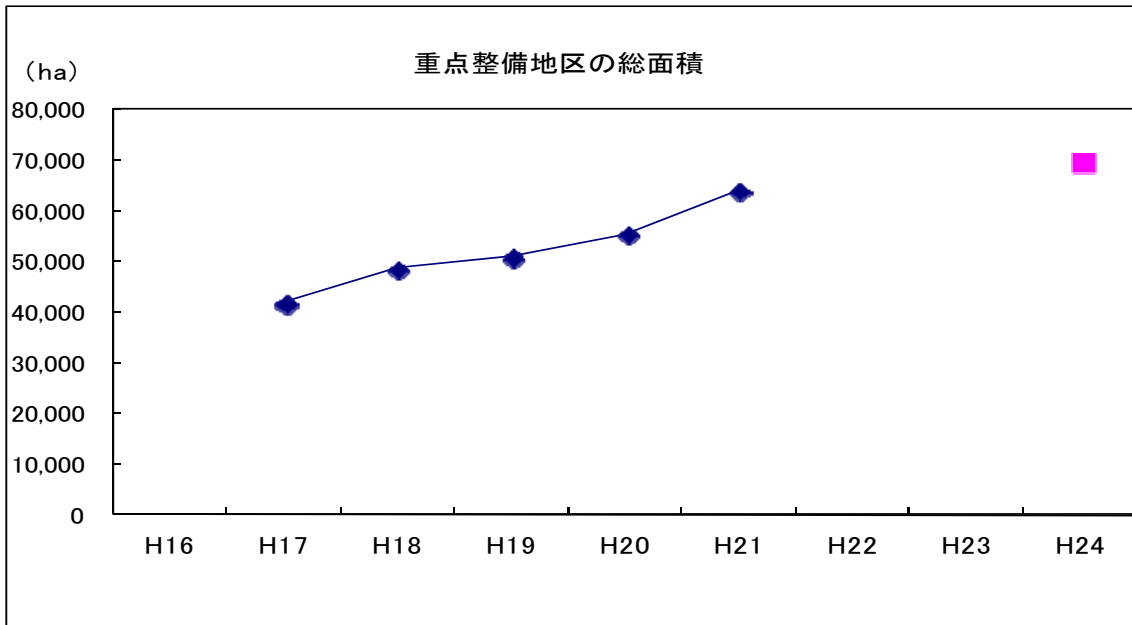
【閣決(重点)】

- 社会資本整備重点計画(平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章に記述あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
41,959ha	48,663ha	50,997ha	55,412ha	64,105ha	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6億円（平成21年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・バリアフリー新法に基づく基本構想の策定等に対する支援及び基本構想等に基づいて行う動く通路・スロープ等の整備や不特定多数の者が利用する認定特定建築物におけるエレベーター等の施設の整備等に対する支援を実施する。
予算額：バリアフリー環境整備促進事業 193億円の内数（平成21年度、市街地再開発事業等）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

重点整備地区の総面積については、平成17年度から平成21年度にかけての5年間で、年度平均の増加が5,500haとなっており、そのトレンドを延長すると、目標年度において十分目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

バリアフリー新法に基づく基本構想において設定される重点整備地区の総面積の拡大を図り、主要な駅などを中心とした連続したバリアフリー化を促進するため、基本構想作成ガイドブックの作成、バリアフリープロモーターの派遣などの基本構想の作成に対する支援により、基本構想の作成を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成22年3月末現在260市町村により345基本構想が作成されている。重点整備地区の総面積は、平成21年度末において64,105haと順調に推移している。基本構想を未作成の市町村が1,500程度あることから、引き続き、基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた重点整備地区の面積の増加が進むと考えられるため、A-2と評価した。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）

指標 33, 34, 35, 38 (業績指標 9)

公共施設等のバリアフリー化率 (①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)

評価	
①A-2	①目標値：約75% (平成24年度) 実績値：約68% (平成21年度暫定値) 初期値：51% (平成19年度)
②B-1	②目標値：100% (平成22年度) 実績値：71.6% (平成20年度) 初期値：67.5% (平成19年度)
③A-1	③目標値：100% (平成22年度) 実績値：92.9% (平成20年度) 初期値：90.9% (平成19年度)
④A-2	④目標値：約5割 (平成22年度) 実績値：46% (平成20年度) 初期値：44% (平成19年度)

(指標の定義)

①特定道路におけるバリアフリー化率

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に規定する特定道路(注)のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」の構造を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

(注) 特定道路：

駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの(延長約1,700km)

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(公共交通移動等円滑化基準)第4条(エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消)を満たしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第4条(エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消)を満たす旅客施設数 ÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条(視覚障害者誘導用ブロックの設置)を満たしたものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

公共交通移動等円滑化基準第9条(視覚障害者誘導用ブロックの設置)を満たす旅客施設数 ÷ 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設数

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(注1)の総ストック数のうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準(注2)に適合するものの割合。

(注1) 病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(注2) 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数 ÷ 特別特定建築物の総ストック数

(目標設定の考え方・根拠)

①特定道路におけるバリアフリー化率

概ね10年後(平成29年度末)までに、バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、5年後の平成24年度末までに整備率を約75%にすることを目標とする。

②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(基本方針)において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
基本方針における平成22年までの目標（約50%）を設定している。

（外部要因）
②旅客施設の構造等
④経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）
①②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
④建築事業者（事業主体）

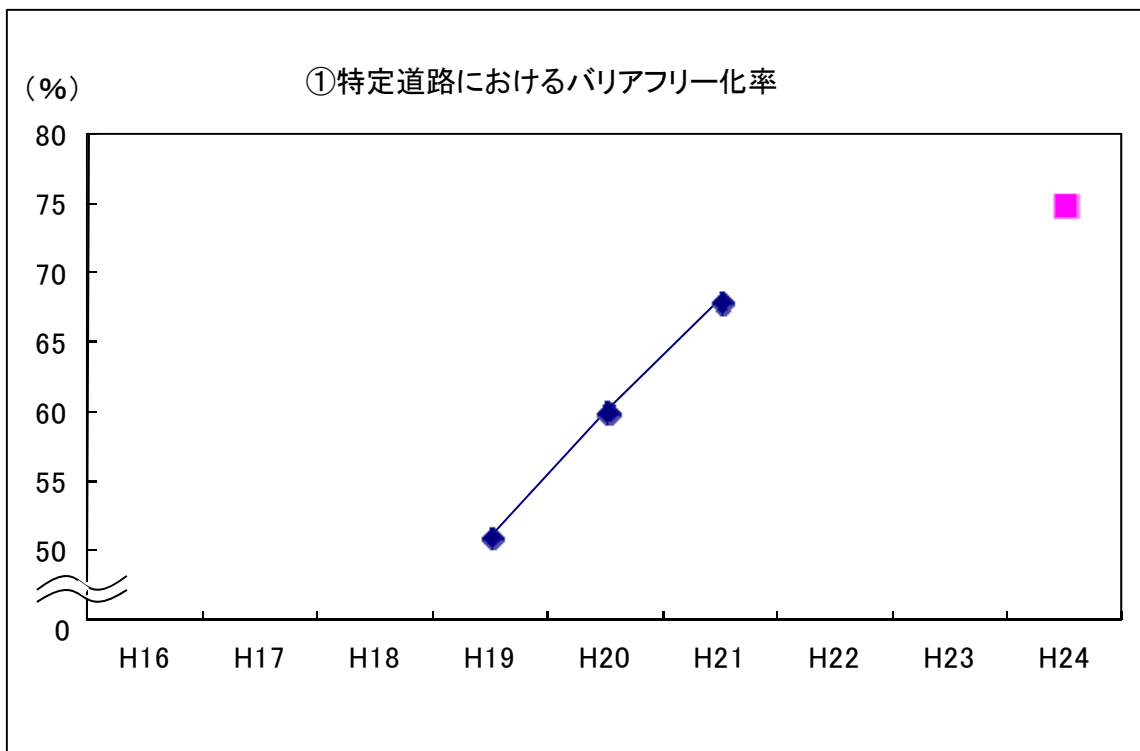
（重要政策）
【施政方針】
・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

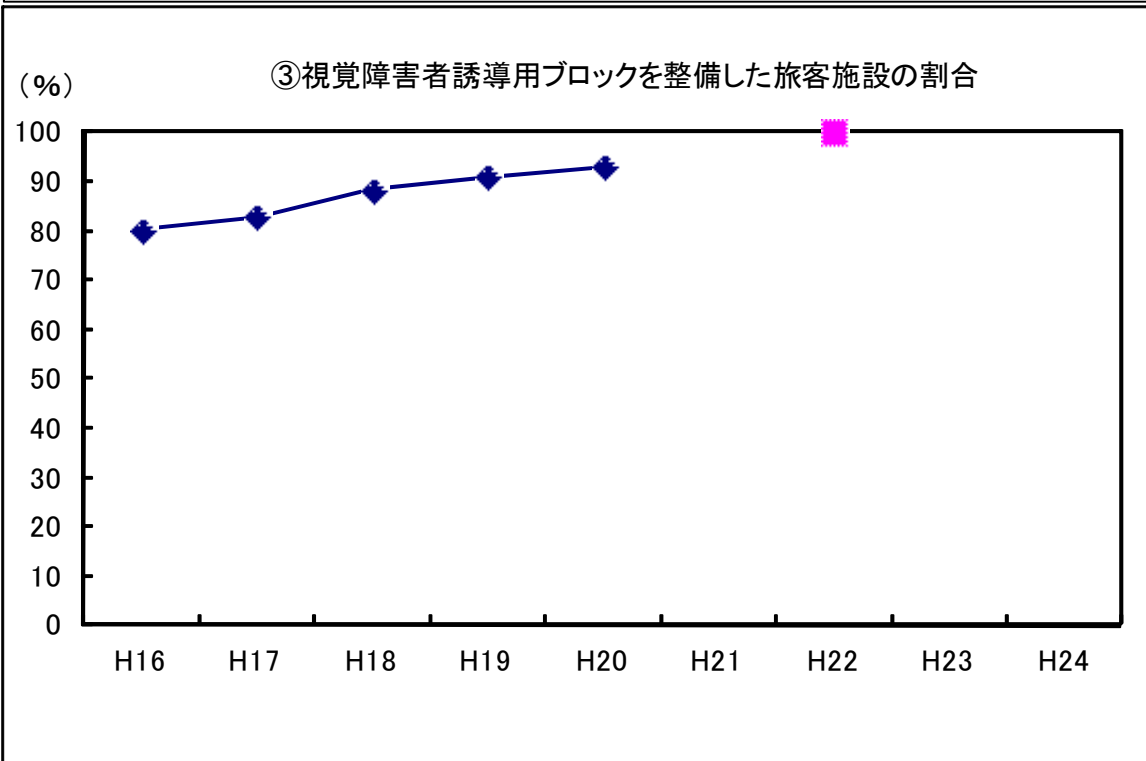
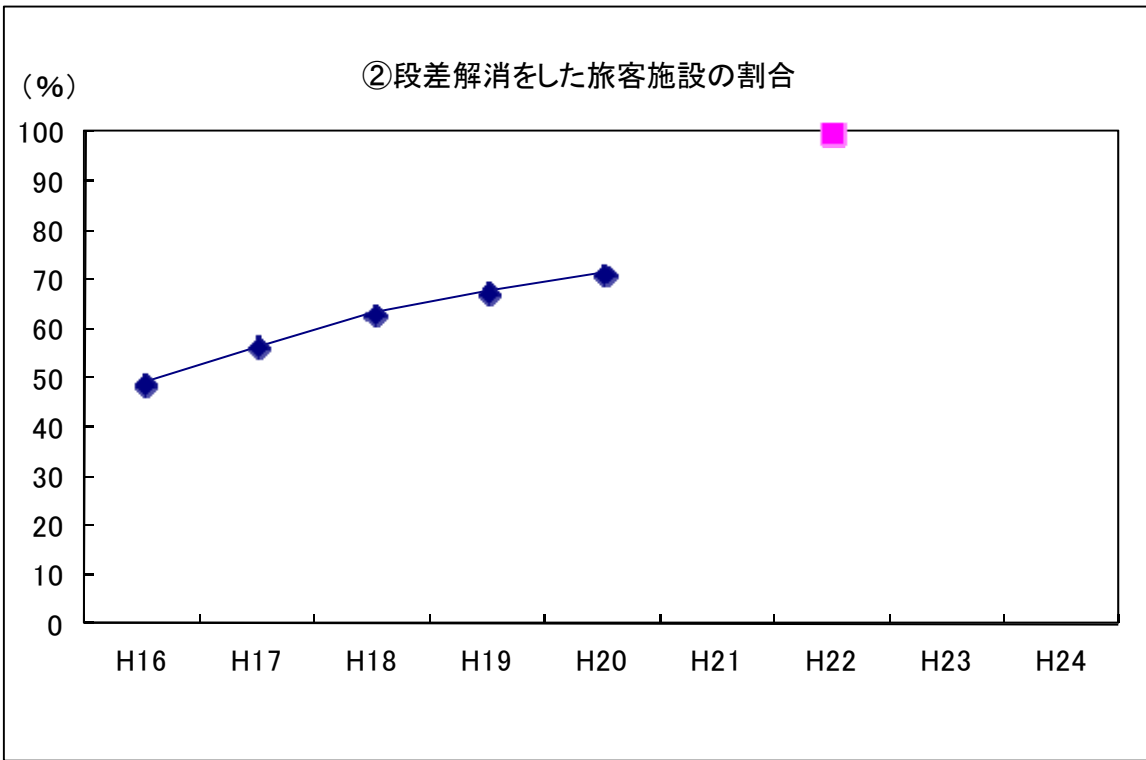
【閣議決定】
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

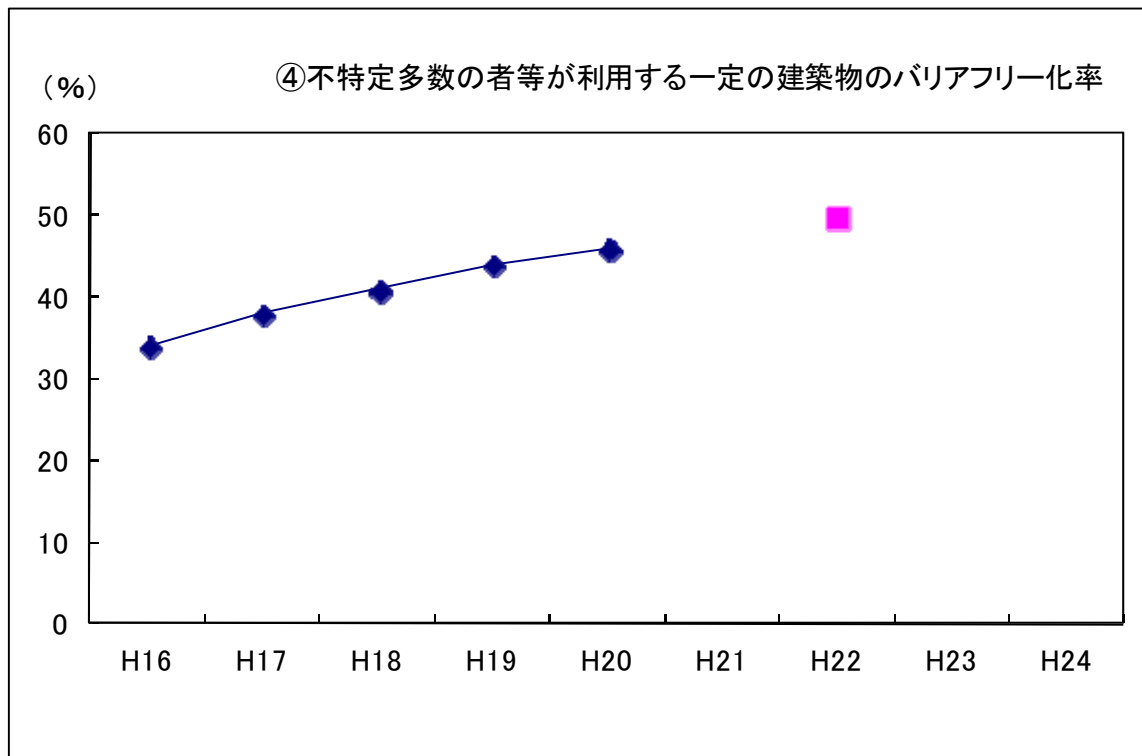
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記述あり」

【その他】
なし

過去の実績値 ①特定道路におけるバリアフリー化率					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	—	51%	60%	68%	(暫定値)
過去の実績値 ②段差解消をした旅客施設の割合					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
56.5%	63.1%	67.5%	71.6%	集計中	
過去の実績値 ③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
82.8%	88.3%	90.9%	92.9%	集計中	
過去の実績値 ④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
38%	41%	44%	46%	集計中	







事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の整備 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：7, 126億円の内数（平成21年度）
- ・旅客施設のバリアフリー化の推進 (◎)
 補助・税制・融資制度などの支援措置により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港等の旅客施設のバリアフリー化を推進。
 予算額：鉄軌道駅におけるバリアフリー化の推進 288.2億円（平成21年度補正後）
 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化 2,195.0億円の内数（平成21年度）
 空港のバリアフリー化 220.8億円の内数（平成21年度）
- ・建築物のバリアフリー化の推進 (◎)
 百貨店、劇場、老人ホーム等の不特定多数の者又は主に高齢者、障害者等が利用する建築物について、床面積2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築等する際の段差解消等のバリアフリー化を推進。
 予算額：バリアフリー環境整備促進事業 193億円の内数（平成21年度、市街地再開発事業等）
- ・官庁施設のバリアフリー化の推進 (◎)
 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。
 予算額：官庁営繕費 225億円の内数（平成21年度）
- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)
 バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。
 予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6億円（平成21年度）
 （注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。
- ・交通バリアフリー設備の特別償却制度（所得税、法人税）
 高齢者・障害者等が鉄道駅、路面電車、バス及び航空機を安全かつ容易に利用できるようにするため、これらの施設に係る特定設備を取得した場合の特別償却制度
 減収額 22百万円（鉄道）（平成21年度）
- ・駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
 高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄道駅に係る特定設備を取得した場合の特例措置
 減収額 4百万円（平成21年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 特定道路におけるバリアフリー化率

・平成21年度末における特定道路におけるバリアフリー化率が約68%と平成20年度から約8%増加しており、トレンドを勘案すると目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

② 段差解消をした旅客施設の割合

・平成21年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、段差解消をした旅客施設の割合については、平成17年度から平成20年度までの実績値は56.5%、63.1%、67.5%、71.6%となっており、整備が進んでいっているものの、トレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成するには、より一層の整備率の伸びが必要となっている。新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が進みにくい駅もあるが、このような整備困難駅について、今後、目標達成に向け、さらなる取組の強化が求められる。なお、交通バリアフリー法の施行以前より積極的にバリアフリー化に取り組んでいたために、法施行前に整備されたエレベーターにガラス窓がはめ込まれていない等、実質的に段差解消はなされているが、公共交通移動等円滑化基準に適合していないというケースも多く見られる。

③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・平成21年度の実績値は現在集計中であり、進捗状況についての正確な判断はできないが、視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合については、平成17年度から平成20年度までの実績値が82.8%、88.3%、90.9%、92.9%となっている。事業者によっては輸送人員の伸び悩み等の経営的な不安要素はあるものの、トレンドを勘案すると目標年度に目標値を達成することは可能と見込まれ、順調に進捗してきている。

④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、建築物移動等円滑化基準を満たす割合については、平成14年度は3割に満たなかったが、平成14年(旧ハートビル法改正)に、2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等をする際に建築物移動等円滑化基準への適合義務が課されたこと等により、平成20年度には46%に達し、着実に施策の効果が現れており、平成21年度以降においても、2,000㎡以上の新築等が行われる特別特定建築物全てが新たに基準を満たすこととなるため、目標(平成22年度:約5割)は達成される見通しである。

(事務事業の実施状況)

① 特定道路におけるバリアフリー化率

・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の策定が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。

② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助・税制・融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めている。輸送人員の減少に伴い、今後公共交通事業者の投資意欲が減退する恐れがあるが、各支援制度の有効活用及びバリアフリー新法における基本構想の作成促進などの施策を推進することを通じて旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

・バリアフリー新法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成22年3月末現在260市町村により345基本構想が作成されている。引き続き、事業者や市町村に対する補助・税制・融資等の支援措置及び基本構想作成ハンドブック等の情報提供等を通じて、基本構想の作成の一層の促進を図ることにより、目標に掲げた旅客施設のバリアフリー化が進むと考えられる。

④ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・建築物のバリアフリー化については、平成14年(旧ハートビル法改正)に2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等をする際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー新法においても引き続きの確な運用が行われている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 特定道路におけるバリアフリー化率

・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移していたため、「A」と評価した。引き続き、平成24年度の目標値の達成に向け、特定道路におけるバリアフリー化の推進を図る。以上を踏まえ、「2」(現状の施策を維持)と位置付けることとした。

② 段差解消をした旅客施設の割合、③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・目標達成に向けて平成20年度までの指標が順調に推移している旅客施設(ブロック)については、「A」と評価した。一方、旅客施設(段差)については、一定の伸びは示しているが、目標の達成に向けて特に鉄道駅の段差解消などのバリアフリー化の更なる重点化が必要となっている。これに対しては、補正予算による補助金の重点化により、昨年度の倍以上の駅のバリアフリー化が着手されており、整備率の伸びが期待されているが、今年度の業績指標への反映がなされていないため、現時点では「B」と評価した。

・従来は、建築物や旅客施設等個々の施設や車両等を対象としてバリアフリー化を進めてきたが、このような施設等を含んだ一定の地域内における一体的・連続的なバリアフリー化が課題であった。こうした課題に対応するため制定されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関(旅客施設・車両等)、建築物、路外駐車場、都市公園、歩行空間等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進しているところ。今後も、併せて補助・税制・融資等各種支援制度を有効に活用することで、より一層旅客施設・歩行空間のバリアフリー化に努めていく。また、特に旅客施設の段差解消については、段差解消されていない駅についてバリアフリー化の現状や今後の計画等について臨時報告を求め、公表するなど、関係者と連携しつつ取組を強化しており、今後、駅毎の課題を明確にした上で、

一層の連携を図る。以上を踏まえ、旅客施設（段差）、旅客施設（ブロック）のそれぞれの業績指標について「1」（施策の改善等の方向性を提示）と位置付けることとした。

④建築物

- ・平成20年度までの指標が順調に推移している建築物のバリアフリー化については、「A」と評価した。
- ・平成18年12月に旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合し、施策の拡充を図ったバリアフリー新法が施行された。このバリアフリー新法で、基準適合義務規制の強化のほか、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区における生活関連施設及びこれらを結ぶ生活関連経路の一体的・連続的なバリアフリー化を図る事業の一つとして新たに建築物特定事業が制度化されたことから、平成19年度以降、不特定多数の者等が利用する建築物のバリアフリー化はさらに推進されている。
- ・平成19年11月に、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準の内容を踏まえ、建築物の望ましい整備内容等を示す「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を策定・公表し、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとして活用を促すと共に、リーフレットの作成をし、さらにHPへの掲載等による啓発に努めており、より一層のバリアフリー化を推進しているところ。
- ・平成20年度末には、建築主向けのガイドラインを策定し、これに基づき、上記設計標準による設計者に対する啓発だけでなく、建築主に対しても啓発に努めることで一層のバリアフリー化を促進することとしている。
- ・以上を踏まえ、「2」（現状の施策を維持）と位置付けることとした。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

- ・旅客施設の段差解消については、鉄道事業者単独では整備困難な駅などについて、駅毎の課題を明確にした上で、関係者と連携しつつ、課題解決に向けた取組を強化。
- ・行政事業レビュー（公開プロセス）において、鉄道駅移動円滑化施設整備事業については、バリアフリー化を進める方向性は重要であるものの、エコモ財団を介した現行の補助制度を廃止し、別に行われているバリアフリー化の補助との統合等、予算執行の効率化を図るための見直しを行う事が必要とされた。

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）
道路局環境安全課（交通安全政策分析官 柳橋 則夫）
住宅局建築指導課（課長 金井 昭典）
大臣官房官庁営繕部計画課（課長 鬼沢 浩志）
関係課：住宅局市街地建築課（課長 井上 勝徳）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長 鈴木 千輝）
鉄道局鉄道業務政策課（課長 堀家 久靖）
鉄道局技術企画課（課長 北村 不二夫）
自動車交通局総務課企画室（室長 村田 茂樹）
海事局内航課（課長 蝦名 邦晴）
港湾局技術企画課技術監理室（室長 大脇 崇）
航空局空港部空港政策課（課長 一見 勝之）

指標 36 (業績指標 13)

園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 (①園路及び広場、②駐車場、③便所)

評価	
①A-2	①目標値：約5割 (平成24年度) 実績値：約45% (平成20年度) 初期値：約44% (平成19年度)
②A-2	②目標値：約35% (平成22年度) 実績値：約37% (平成21年度) (速報値) 初期値：約32% (平成18年度)
③A-2	③目標値：約30% (平成22年度) 実績値：約30% (平成21年度) (速報値) 初期値：約25% (平成18年度)

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (以下「バリアフリー新法」という。) に基づき、特定公園施設 (注1) である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準 (注2) に適合した都市公園の割合。

(注1) バリアフリー新法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注2) 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

- ① (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
(分母) = 園路及び広場が設置された都市公園の箇所数
- ② (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した駐車場が設置された都市公園の箇所数
(分母) = 駐車場が設置された都市公園の箇所数
- ③ (分子) = 都市公園移動等円滑化基準に適合した便所が設置された都市公園の箇所数
(分母) = 便所が設置された都市公園の箇所数

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに園路及び広場約45%、駐車場約35%、便所約30%を移動等円滑化することとしており、②駐車場及び③便所については、基本方針を踏まえた目標年度及び目標値を設定しているところ。一方、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の指標として位置づけており、社会資本整備重点計画の計画期間 (H20-H24) に合わせ、平成24年までに全体の半分である約5割達成することを目標としている。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

地方公共団体 (事業主体)

(重要政策)

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説 (平成17年1月21日) 「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007 (平成19年6月19日) 「移動等円滑化の促進に関する基本方針に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)」

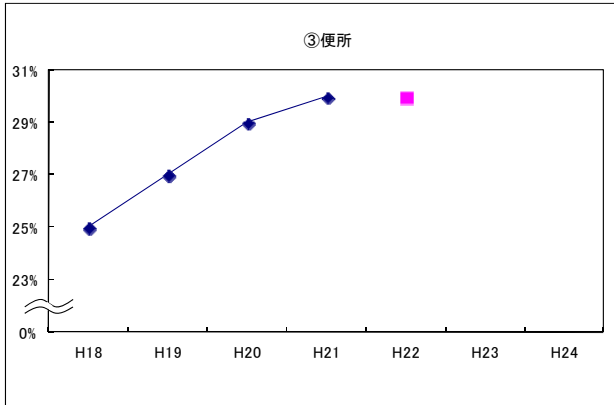
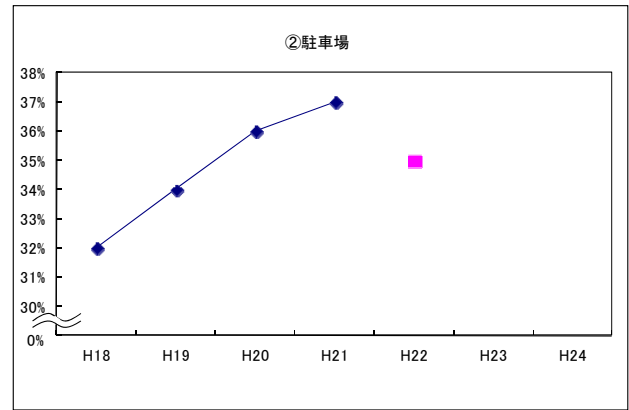
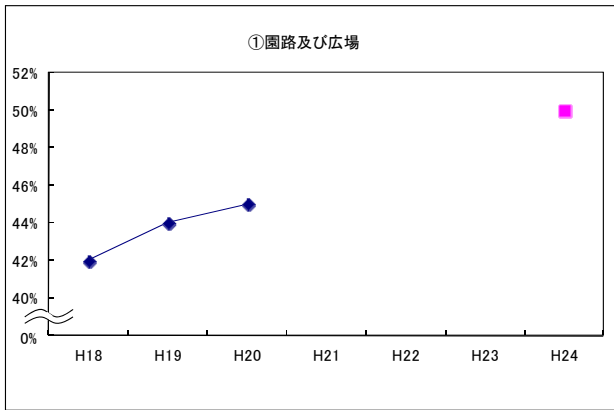
【閣決 (重点)】

- ・社会資本整備重点計画 (平成21年3月31日) 「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値	(年度)			
	H18	H19	H20	H21
①園路及び広場	約42%	約44%	約45%	集計中
②駐車場	約32%	約34%	約36%	約37% (速報値)
③便所	約25%	約27%	約29%	約30% (速報値)



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施 (◎)

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を一括採択することにより緊急かつ重点的に支援する。

予算額：都市公園防災事業費補助 27,657 百万円の内数（平成 21 年度）

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当無し

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 21 年度の実績値（速報値）は、園路及び広場が集計中、駐車場が約 37%、便所が約 30%であり、目標値の達成に向けて順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、各地方公共団体に対して担当者会議等の場において、都市公園のバリアフリー化に対して周知を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、目標値の達成に向けて順調に推移している。今後も緊急かつ計画的に都市公園のバリアフリー化に係る支援を実施していくことから、A-2 と評価した。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度以降)

なし

(平成 23 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課 (課長 小林 昭)

指標 37 (業績指標 14)

バリアフリー化された路外駐車場の割合

評価

A-2	目標値：約50% (平成24年度) 実績値：40% (平成21年度) 初期値：33% (平成19年度)
-----	---

(指標の定義)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、特定路外駐車場（注1）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注2）に適合した路外駐車場の割合。

（注1）駐車のに供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注2）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」で定める特定路外駐車場の設置を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法に基づくバリアフリー化の推移により、平成16年度末（22%）から平成19年度末（33%（H19））までと同様のトレンドが今後も維持されるとして目標値を設定。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

路外駐車場管理者

(重要政策)

【施政方針】

第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

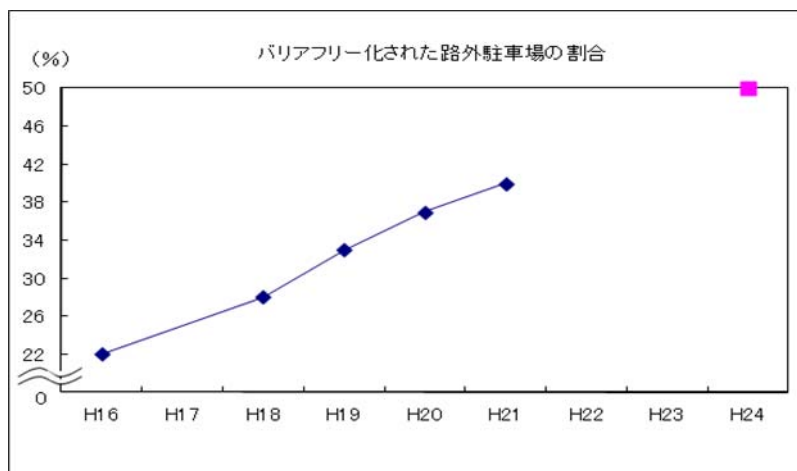
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
—	28%	33%	37%	40%	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○路外駐車場のバリアフリー化の推進
「バリアフリー新法」を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体を対象とした担当者会議や駐車場管理者等を対象とした講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成21年度については約40%となっており、前年度比+3%と順調に推移している。

(事務事業の実施状況)

「バリアフリー新法」の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移していることから、A-2と評価した。
- ・引き続き、「バリアフリー新法」の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

なし

(平成23年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：都市・地域整備局街路交通施設課(課長 松井 直人)

指標 39 (業績指標 12)

ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数

評 価	
A-2	目標値：約 50,000 人 (平成 24 年度) 実績値：37,194 人 (平成 21 年度) 初期値：24,043 人 (平成 19 年度)

(指標の定義)

「心のバリアフリー」の促進のためのバリアフリー教室の参加人数の累計

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー新法第 2 章において、国・地方公共団体・施設設置管理者等・国民の責務を規定し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を促しているため、駅などの施設で、車いすや特殊な装置によって高齢者や障害者などの負担を疑似体験するバリアフリー教室の参加人数の累計を目標値とする。

具体的には、平成 24 年度までの累計 50,000 人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約 4,000~6,000 人であり、増加傾向にある。したがって、今後 5 年間で 6,000 人ずつの参加を見込むこととし、目標を $24,000 + 6,000 \times 5 = 54,000 \approx 50,000$ と設定している。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)**【施政方針】**

- 第 162 回国会施政方針演説 (平成 17 年 1 月 21 日)
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)

- 経済財政改革の基本方針 2007 (平成 19 年 6 月 19 日)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第 4 章 5.)
- 経済財政改革の基本方針 2008 (平成 20 年 6 月 27 日)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第 5 章 3.)
- 経済財政改革の基本方針 2009 (平成 21 年 6 月 23 日)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第 2 章 1.)

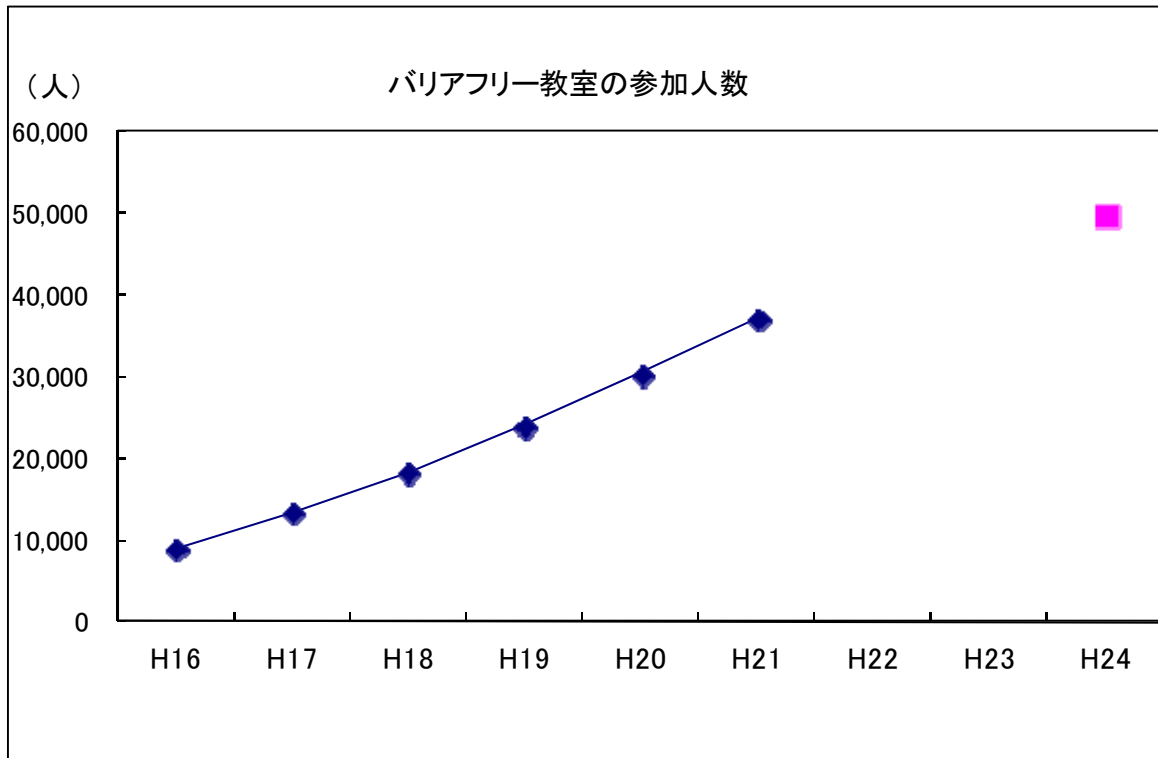
【閣決 (重点)】

- 社会資本整備重点計画 (平成 21 年 3 月 31 日)「第 2 章に記述あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H17	H18	H19	H20	H21	
13,348人	18,301人	24,043人	30,381人	37,194人	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- ・バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 (◎)

バリアフリー新法の施行を踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、新法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー新法に基づく総合的なバリアフリー化の推進 0.6億円（平成21年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業の実施状況）

バリアフリーに関する一般国民の理解を深めるため、身近な生活空間におけるバリア一点検や、高齢者、障害者等の疑似体験・介助体験をする機会を提供するための「バリアフリー教室」を開催している。例年、地方支分部局が中心となり全国各地で実施されており、参加人数についても順調に増加しているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度までの指標が順調に推移しており、「A」と評価した。
- ・今後も、パンフレットの活用・周知を行うことによりノウハウの全国レベルでの共有を行ったうえで、引き続き地方支分部局が中心となり、全国各地でバリアフリー教室の実施のための取組を進めていくことから、「2」と位置付けることとした。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成22年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 小滝 晃）

指標 40 (業績指標 31)

歩いていける身近なみどりのネットワーク率

評価

A-2	目標値：約7割（平成24年度） 実績値：約67%（平成20年度） 初期値：約66%（平成19年度）
-----	---

(指標の定義)

市街地において、都市住民の徒歩圏（注1）内に様々な規模の公園・緑地（都市公園以外を含む）（注2）のネットワークが体系的に整備されている状態（注3）（分母）を100%とした場合の実際の整備率（分子）

（注1）都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km²が標準的な範囲となる。

（注2）○小規模な公園・緑地（標準面積0.25ha）
 →街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等
 ○中規模な公園・緑地（標準面積2ha）
 →近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等
 ○大規模な公園・緑地（標準面積4ha以上）

→地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等

（注3）1住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が1箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が0.25箇所整備されている状態。

(目標設定の考え方・根拠)

少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、初期値との勘案により平成24年度の目標値約7割を設定している。

(外部要因)

該当なし

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日）「公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進」

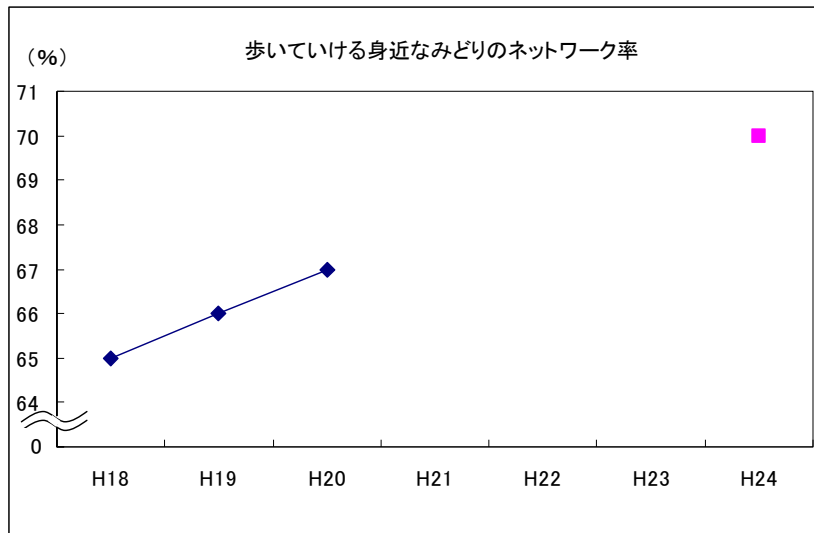
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成21年3月31日）「第2章及び第5章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H17	H18	H19	H20	H21
—	約65%	約66%	約67%	集計中



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- 住区基幹公園の整備
住区基幹公園の整備を推進することにより、都市の緑を保全・創出し、良好な住環境の形成を図る。
予算額：都市公園事業費補助 約345億円（平成21年度）の内数

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の整備実績及び平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成21年度の実績値は増加すると見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。

（事務事業の実施状況）

都市公園事業費補助により、市街地における都市公園整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成21年度の実績値は集計中であるが、平成20年度の整備実績及び平成19年度に実施した整備予定量調査結果より、平成21年度の実績値は増加すると見込まれるため、目標値の達成に向けて順調であると推測される。
- ・歩いていける範囲の身近な公園については、生物多様性国家戦略2010（H22）においても、目指すべき方向性として、日常的な暮らしの中で身近な自然とのふれあいを確保することとされていることから、平成22年度以降も引き続き都市公園等の整備を推進していく必要があるため、A-2と評価した。
- ・既成市街地が多く、重点的な整備を必要としているにもかかわらず用地確保が困難なために整備が進んでいない地域において、都市公園等の整備を効率的かつ積極的に推進するため、都市公園の区域を立体的に定めることができる立体都市公園制度や借地方式による都市公園整備の推進も図っていく必要がある。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成22年度）

なし

（平成23年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市・地域整備局公園緑地・景観課（課長 小林 昭）